

2011年度 海外から福井県への観光客送客助成実施要領

制定日 平成23年3月24日

(目的)

第1条 この要領は、中国、香港、台湾、韓国、タイおよびシンガポールから福井県へ観光客誘致を促進するため、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、福井県内観光地・施設を2か所以上観光する旅行を企画し、送客する中国、香港、台湾、韓国、タイおよびシンガポールの旅行者に対し、送客人数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成対象事業者)

第2条 助成の対象となる事業者は、中国、香港、台湾、韓国、タイおよびシンガポールにおいて、適法に旅行業を営むものであって、日本への送客が行える旅行者とする。
また、当事業に係る事務連絡等について、日本語で円滑に対応できること。

(助成金の交付額)

第3条 助成金は、内定後の送客数が20名を超えたときに限り交付される。ただし、予算の範囲内とし、申請受付順とする。

2 助成額は、福井県への送客数から20名を除いた人数に単価1,000円を乗じた金額とする。

3 助成額は、次の条件を満たした場合は、それぞれ500円を単価に加算する。ただし、助成単価の上限は、2,000円とする。

- ・福井県内で2泊以上する。
- ・日本への入国、出国のいずれかで小松空港を利用する。
- ・別表に掲げる施設を訪問する。

4 送客数には、海外から同行する添乗員は含めない。

5 助成金の交付を受けようとするもの（以下「助成事業者」という。）に交付する額は、1社につき150万円を上限とする。

(事業計画書の提出等)

第4条 助成事業者は、事業計画書（様式第1号）に旅行商品の旅程表を添えて、送客開始予定日の7日前までに社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）に提出しなければならない。

(交付の内定と制限)

第5条 連盟は、第4条により提出された書類を審査し、助成金の交付および交付金額の内定を行い、助成内定通知書（様式第2号）により助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更または中止の申請)

第6条 助成事業者は、内定を受けた事業の内容を変更または中止するときは、事業内容変更申請書（様式第3号）により連盟に申請しなければならない。

(月次報告)

第7条 助成事業者は、事業計画書を提出した月から、第9条による書類を提出する月ま

での間、毎月15日までに前月の送客数を月次報告書（様式第4号）により連盟に書面で報告しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を提出するに当たり、前月の送客に係る①旅程表の写し、②旅行者氏名一覧表、③宿泊者数を証明する書類を添付しなければならない。

（内定の変更）

第8条 連盟は、助成事業者に事業の進行状況等について照会することができる。このとき、助成事業者は、照会を受けてから10日以内に事業の進行状況、今後の見込み等について、回答しなければならない。

- 2 連盟は、前項の回答または第6条による事業計画変更申請書を審査し、内定を変更することができる。
- 3 前項に規定する場合において、内容変更通知書（様式第5号）により助成事業者に通知するものとする。

（事業の実績報告および交付申請等）

第9条 助成事業者は、事業完了の日から30日以内または2011年9月30日までに、交付申請書兼事業実績報告書（様式第6号）を連盟に提出しなければならない。

（ファクシミリまたは電子メールの利用）

第10条 第4条、第6条および第7条に係る助成事業者の書類の提出は、ファクシミリまたは電子メールの添付ファイルによることができる。

（助成金の額の確定等）

第11条 連盟は、第9条により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、内定を決定に変更し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第7号）により助成事業者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、金融機関における助成事業者の外貨口座等へ円建てで振込むことにより行うものとする。ただし、送金手数料は、助成事業者が負担するものとし、その支払いは助成額から当該手数料額を控除することにより行うものとする。

（助成金の経理等）

第12条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするるとともに、関係書類を善良な管理のもとに5年間保存しなければならない。

（助成金の交付の内定等の取り消しおよび返還）

第13条 連盟は、助成金の交付を受けた事業者がこの要領の規定に違反したとき、または事業計画書や交付申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要領に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

①福井県立恐竜博物館（福井県勝山市村岡町寺尾5-1-11）

または

②大和田電気街（商業地区）

ただし、本要領における大和田電気街（商業地区）とは、次の大型電気店5店舗のことを言う。

- ・100満ボルト 福井本店（福井県福井市新保町2-3）
- ・(株)ヤマダ電機、テックランド福井大和田店（福井県福井市大和田町33-1）
- ・(株)コジマ NEW 福井エルパ店（福井県福井市大和田町30-13-1）
- ・ジョーシン 福井本店（福井県福井市高柳町38-28）
- ・ケーズデンキ 福井北店（福井県福井市高柳町28-5）